

公立大学法人富山県立大学教職員倫理規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則第 38 条第 2 項の規定に基づき、教職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公立大学法人富山県立大学（以下「大学法人」という。）の業務に対する社会からの信頼を確保することを目的とする。

(事業者等)

第 2 条 この規程において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第 3 条 この規程において「利害関係者」とは、教職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 売買、委託その他の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等、これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 入学者選抜における合格者の決定に係る事務 富山県立大学への入学を志願する者及びその関係者

(3) 単位認定（進級認定、卒業認定及び修了認定を含む。この号において同じ。）における単位取得の決定に係る事務 単位認定を受けようとする学生及びその関係者

(4) 教職員として採用する者の決定に係る事務 大学法人に教職員として採用を希望する者及びその関係者

(5) 学生及び教職員の不利益の決定に係る事務 当該不利益の対象となる学生、教職員及びその関係者

2 他の教職員の利害関係者が、自己の利益を図るため教職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の教職員の利害関係者は、その教職員の利害関係者であるものとみなす。

3 第 1 項第 2 号から第 5 号までの利害関係者にあつては、当該事務が決定した時点をもって利害関係が消滅する。

(倫理行動基準)

第4条 教職員は、大学法人の教職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

(1) 教職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 教職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らのために用いてはならないこと。

(3) 教職員は、法令及び大学法人の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の社会からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 教職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(5) 教職員は、勤務時間外においても、自らの行動が大学法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為等)

第5条 教職員は、利害関係者との関係において、公正な職務の執行に対する社会からの疑惑や不信を招くような、供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。ただし、私的な関係（教職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある利害関係者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合はこの限りでない。

2 教職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(理事長等への相談)

第6条 教職員は、自ら行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者等との間で行う行為が、第5条に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、理事長又は上司に相談するものとする。

(理事長の責務)

第7条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 前条に規定する教職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 教職員が特定の者と社会からの疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、教職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 教職員が法令若しくはこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (4) 教職員がこの規程に違反する行為について理事長又は上司に報告したことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教職員の職務に係る倫理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。